

「り災証明書」と「被災証明書」の発行について

令和8年7月28日に発生した地震により家屋等への被害を受けた場合、公的支援の手続きや保険請求の手続きのために、町が発行する証明書（「り災証明書」または「被災証明書」）が必要になりますので、証明書の交付が必要な方は期限までに申請を行ってください。

＊り災証明書とは＊

自然災害による住屋（居住のために使っている建物）・畜舎等の被害程度を証明するものです。税控除や保険請求時に提出を求められる場合があります。

証明書の発行にあたり「災害にかかる住屋の被害認定基準運用指針（内閣府）」により、住宅被害認定調査（町の職員による被害状況の現地調査）を行い被害の程度を証明するものです。住屋については、この判定により各種支援の内容が変わってきます。

保険の手続き等で至急証明書が必要な方には、被害状況が分かる写真等で確認し、即日で「被災証明書」を発行します。被災証明書では公的支援の手続きでは使えませんのでご注意ください。また、保険会社によっては被災証明書では不可といわれる可能性がありますので、保険会社に問い合わせの上申請してください。

○手続きの流れ

り災証明書の申請→現地調査→り災証明書の発行（発行まで約2・3週間掛かります）

○お願い

住宅被害認定調査を順次行う予定ですが、それまでに片付けを行われる場合は、被害状況が分かるような写真等（土砂流入や浸水した跡が分かるような風景）を残していただくようご協力をお願いします。

○申請方法

＜持参書類＞

本人確認書類（運転免許証など）、被害状況を確認できる写真

＜申請場所＞

役場 本 庁：町民課 税務係
清和支所：住民福祉係
蘇陽支所：住民福祉係

＜申請期間＞

期 間：令和8年7月29日（水）～令和8年9月30日（水）まで
時 間：午前9時～午後5時まで

（問合せ先）山都町役場町民課

TEL：0967-72-1128